

4足福障発第1586号  
令和4年9月7日  
(公印省略)

各 障害児通所支援事業所 様

足立区福祉部障がい福祉課長  
早崎 直人

### 障害児通所支援施設における利用定員の遵守について

日頃より障害児通所支援事業にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

障害児通所支援施設における利用定員につきましては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）第39条、並びに東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「都条例」という。）第38条において、その遵守が定められております。

ところで、給付費等明細書を審査する中で、1日当たりの利用者の数が利用定員を超えて、サービス提供を行っている事例が散見されています。令和4年3月に開催された、令和3年度障害児通所支援事業所説明会においても示されているとおり、定員超過利用が減算にならない範囲であれば差支えないという事ではありません。

基準省令及び都条例では、利用定員を超えての提供を行ってはならないと定められ、定員を超過している状態で利用人数に対する職員の配置ができていない場合、都条例違反となり基本的にはサービス提供職員欠如減算の対象となります。

また、利用定員超過は、限られたスペースに多くの障害児が在籍することでケガや事故が発生しやすくなり、有事の場合には事業所としての管理責任を問われることとなります。基準省令及び都条例を遵守した適正な運営をお願いいたします。

なお、今後利用定員を超える日が恒常的に見受けられた場合は、東京都に該当事業所に関する情報提供を行うとともに、区から個別に連絡をすることがあります。

問合せ先

障がい経理係 永原・北牧 3880-5438  
施策推進担当 二見 3880-5407